

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
第 271 回定例会・会議録

日 時 令和 8 (2026) 年 1 月 7 日 (水) 18 : 30 ~ 20 : 40
場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室
出席委員 相澤、飯田耕平、飯田裕樹、岡田、小田、小池、細山、品田善司、
品田剛、品田信子、白井、竹内、中村、星野俊彦、星野正孝、本間、
三井田、水戸部
以上 18 名
欠席委員 なし

(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会 原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所
伊藤 所長
北村 副所長
資源エネルギー庁 利根川 原子力立地政策室長
藤野 原子力立地政策室長補佐
資源エネルギー庁 柏崎刈羽地域担当官事務所 渡邊 所長
新潟県 防災局原子力安全対策課 金子 課長
石山 課長補佐
柏崎市 防災・原子力課 西澤 課長代理 松田 主査
刈羽村 総務課 鈴木 課長 北本 主事
東京電力ホールディングス (株) 稲垣 発電所長 杉山 副所長
古濱 原子力安全センター所長
堂園 リスクコミュニケーター
南雲 新潟本部副本部長
荒川 土木・建築担当
今井 本社リスクコミュニケーター
水崎 第一保全部原子炉(2・4号)GM
新澤 地域共生総括 G (PC 操作)
柏崎原子力広報センター 堀 業務執行理事
近藤 事務局長
石黒 主査 松岡 主事

◎事務局

皆様、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ致します。

ただ今から、柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、第 271 回定例会を開催します。

配布資料の確認です。

事務局からは、「会議次第」、「座席表」、「委員からの質問・意見」1部、以上です。

次に、オブザーバーからは、原子力規制庁から1部、資源エネルギー庁から1部、新潟県から2部、柏崎市から1部、刈羽村から1部、東京電力ホールディングスから4部、以上ですが、不足がございましたらお知らせください。

それでは、品田会長に進行をお願いします。

◎品田善司 議長

皆様、新年明けましておめでとうございます。ご承知のとおり、柏崎刈羽原子力発電所は、6号機が1月20日に再稼働、2月26日から営業運転の予定となりました。14年間動いていなかったこの発電所にとりまして、新たな歴史の始まりとなる1年でございます。

この地域の会といたしましても、事業者である東京電力が何をして、何をしようとしているのか。また、国や県、市、村に対しましても厳正な審査と指導・監督などの活動状況を今まで以上に確認し、監視し、提言等を行い、発電所の安全性と透明性の確保に努めていかなければならないと考えております。

今年1年、また、この会の運営にご協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

それでは、271回の定例会を始めさせていただきます。

議事の1番目です。「前回定例会以降の動きと質疑応答」で、まず、東京電力さん、それから、原子力規制庁さん、資源エネルギー庁さん、新潟県さん、柏崎市さん。最後に、刈羽村さんの順で発表をお願いしたいと思います。

それでは、東京電力さん、お願いいたします。

◎杉山 副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の杉山です。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、第271回地域の会定例会資料、「前回定例会以降の動き」に基づきご説明します。

まずは、不適合関係です。12月11日に不適合情報を公表しております。3ページから5ページまで記載しておりますので、後ほどご覧ください。

6ページをご覧ください。

12月15日、公表区分Ⅲになります。「屋外におけるけが人の発生について」です。

12月11日、屋外作業に従事していた協力企業作業員が、帰宅後に左足ふくらはぎ下部を負傷していることに気付き、医療機関を受診しました。当該作業員は、午前中は構内にて設備の設置作業、午後は構内にて足場解体作業後、資機材及び足場材を構外へ運搬する

作業を行っておりました。医療機関での診察の結果、「左足ふくらはぎ下部の切創」と口頭で診断されました。

今回の事例を踏まえ、発電所関係者に周知し注意喚起を行うと共に再発防止に努めて参ります。

7 ページからは、発電所に係る情報になります。

12 月 22 日、「柏崎刈羽原子力発電所 6 号機から 3 号機への使用済燃料の号機間輸送について」です。

12 月 22 日までに、今年度予定していた 6 号機から 3 号機への使用済燃料 114 体の号機間輸送が終了しました。号機間輸送実施により、6 号機の使用済燃料の貯蔵量は 2238 体となり、貯蔵率は約 88%となります。

今後も発電所全体での使用済燃料の貯蔵量を平準化し、安定的に発電所運営を行う観点から号機間輸送を計画、実施して参ります。

続きまして、8 ページをご覧ください。

12 月 23 日、「柏崎刈羽原子力発電所フィルタベント設備に係る事前了解について」です。

当社は 12 月 23 日、新潟県から柏崎刈羽原子力発電所 6・7 号機におけるフィルタベント設備について、安全協定に基づく事前了解をいただきました。引き続き、発電所の運営について、安全最優先の取り組みを行動と実績で示して参ります。

9 ページをご覧ください。

12 月 24 日、「柏崎刈羽原子力発電所 6 号機及び 7 号機の使用前確認変更申請の実施について」です。

当社は、原子力規制委員会による、柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の使用前確認を受けるため、2024 年 9 月 6 日に使用前確認申請書を同委員会へ提出しました。また、燃料装荷までの工事工程の見通しが立った 2024 年 11 月 28 日に使用前確認変更申請書を同委員会へ提出しました。

こちらは、両方ともお知らせ済みです。

その後、燃料装荷を 2025 年 6 月 21 日に実施し、燃料装荷後の健全性確認及び使用前事業者検査を 2025 年 10 月 28 日までにひと通り実施しております。

こちらもお知らせ済みです。

今後、実際の蒸気を使用した状態でプラントの健全性を確認するために、原子炉起動（制御棒引き抜き）予定日を 2026 年 1 月 20 日、原子炉施設の使用開始（営業運転開始）予定日を 2026 年 2 月 26 日と記載した、使用前確認変更申請書を同委員会へ提出致しました。

また、6 号機の営業運転開始に伴い、6 号機において 7 号機の設備の一部（6 号機との共有設備）を使用する必要があるため、7 号機の使用前確認変更申請書を合わせて提出致しました。今後、原子力規制委員会からの試験使用承認が得られた際には、原子炉起動後

の使用前事業者検査を含む設備の健全性確認を進めて参ります。

当社は原子力規制委員会による検査に真摯に対応すると共に、引き続き安全を最優先の一つひとつの工程を着実に進めて参ります。

11 ページをご覧ください。

【原子炉起動から営業運転までの主な工程】として、制御棒引抜きの後、原子炉起動・昇圧があり、その後、タービンを起動し、発電機に並列します。発電機出力を約 50%まで上昇したところで一度原子炉を停止（中間停止）して、設備・機器の異常の有無を確認します。その後、また原子炉を起動・昇圧をします。そして、タービン起動、発電機並列。発電機出力を 50%まで上昇した後、定格熱出力約 100%に到達させ、総合負荷性能検査を実施し、合格になれば 2 月 26 日（予定）に営業運転という主な工程が示されております。

下段が、【起動後の使用前事業者検査について】です。

原子炉起動後、原子炉で発生した蒸気により駆動する設備の検査を 2 件実施予定（原子炉隔離時冷却系と高压代替注水系）。また、原子炉が「定格出力」に到達後、原子炉の出力を上げた状態における、プラント全体の総合的な運転状態を確認する検査を実施します（総合負荷性能検査）。

12 ページになります。

同じく 12 月 24 日です。「6 号機の 30 年以降運転における長期施設管理計画の認可申請について」です。

当所 6 号機は 1996 年 11 月 7 日に営業運転を開始し、2026 年 11 月 7 日に営業運転から 30 年が経過します。同号機において、「原子炉等規制法」に基づき、安全機能を有する機器・構造物に対して、長期施設管理計画を策定し、原子力規制委員会に認可申請を行いましたので、お知らせ致します。

添付資料には、長期施設管理計画認可申請の概要について触れておりますので、後ほどご覧ください。

14 ページからは、「その他」の情報になります。

12 月 9 日「刈羽村との自然災害時における避難所支援に関する協定締結について」です。

当社は、新潟県の安全・安心な暮らしの実現に貢献するため、自然災害時に PAZ・UPZ 圏内の自治体が設置する避難所に対し、生活に不可欠な仮設トイレ等の資機材の設営から撤去まで、ワンストップで支援する体制の整備について公表しております。

その後、自治体のご意見やニーズをお伺いしながら準備を進めてきた結果、12 月 9 日、刈羽村と「自然災害時における避難所支援に関する協定」を締結致しました。今回、PAZ・UPZ 圏内の自治体で刈羽村が初めての締結となります。

避難所支援は、本協定に基づきまして、2026 年 1 月より運用を開始します。刈羽村からのご要請に応じ、速やかに避難所への資機材の手配を行うと共に、避難所へ当社社員を

派遣し、自治体職員や避難されてくる地域の皆様のご負担を少しでも軽減に寄与できるよう、社員に応動訓練などの環境整備に努めて参ります。

15 ページになります。こちらは、12月15日、「出雲崎町との自然災害時における避難所支援に関する協定締結について」ということで、刈羽村と同内容の協定を12月15日に出雲崎町とも結んだものです。

16 ページをご覧ください。

12月19日、発電所の課長級の人事異動になりますので、後ほどご覧ください。

17 ページです。

12月26日、新発田市における「東京電力コミュニケーションブース」の開催について、公表をしております。

新発田市では、1月17日、18日の土日で、イオンモール新発田にてコミュニケーションブースを開催させていただき予定となっております。

18 ページをご覧ください。毎月ご報告させていただいております、「コミュニケーション活動等の取り組みについて」です。今回は、発電所見学ツアーについてです。

一人でも多くの方から、柏崎刈羽原子力発電所を実際に見ていただくために、発電所見学ツアーを集中して実施しました。地域情報誌へのチラシ折込みにより、新潟県内（約28万部）へポスティングをおこないました。

アンケートの結果としましては、「発電所の印象に変化がありましたか」という質問に対しまして、77%の方が「良い印象になった」と回答していただきました。

発電所見学ツアーの概要ですが、今年の10月から12月の土日祝日で合計12日間、1日4便で計48便を運行させていただきました。871名の方から参加いただき、内、511名の方がUPZ圏内からお越しいただきました。511名の内訳は記載のとおりです。

また、参加者からのアンケートの結果（一例）を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

今後も地域の皆様からの声を傾聴し、広く皆様に発電所の状況をお伝えできるよう努めて参ります。

私の説明は以上になりますが、前回、三井田委員から、「ガスタービン発電機車の不具合の写真等ないのか」とのご要望いただきました。ガスタービン発電機車の写真と、接続部等の写真を記載しましたのでお配りしました。また、星野委員からいただきましたご質問について、「6号機の燃料棒固着」と書いてありますが、その後に、制御棒と書いてあるので、「制御棒の固着に関して」と理解し、回答させていただいておりますので、ご覧ください。

最後、福島第一の状況につきまして、本社リスクコミュニケーターの今井からご説明をさせていただきます。

◎今井 本社リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス株式会社）

本社立地地域室の今井でございます。

資料は、「廃炉・汚染水・処理水対策の概要」となります。1枚目の裏面をご覧ください。

こちらは、先月末の12月25日の廃炉に関する会見の資料となります。

トピックスは3件ありますが、今回、特出するものはありませんので、簡潔にご説明します。

まず、上段の2号機の溶け落ちた燃料デブリの試験的取り出しの状況についてです。

以前にお伝えのとおり、これまで釣り竿方式の装置で2回取り出しに成功しており、3回目は当初計画である、ロボットアームという装置を使うため、現在も檜葉町にて、試験や操作訓練を実施しております。順調に進めば、今年度末に福島第一原子力発電所へ装置の輸送し据え付けを実施する予定です。なお、このロボットアームの装置の操作には、東京電力の社員も加わっております。

続いて、左下の3号機PCV格納容器内のマイクロドロンの調査の件についてです。12月から着手とご説明致しましたが、装置を直径14cmの貫通孔(X-53ペネトレーション)に挿入したところ、引っかかりが生じ挿入ができませんでした。カメラで調査したところ、この配管の溶接部に、約5mmの段差が生じているということが分かり、今後、装置側を改造する対策を検討していきます。

右下の労働環境改善に関するアンケートについてです。こちらは事故直後2011年より継続して行っております。作業員の皆様約5~6000人に、放射線に関するご不安や東京電力社員の態度などに関して、ご質問やアンケートの回答をいただきました。引き続き労働環境の改善に努めて参ります。

福島第一の廃炉に関する状況は以上でございまして、東京電力からの説明も以上となります。

◎品田善司 議長

はい、ありがとうございます。続きまして、原子力規制庁さんお願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい。原子力規制庁柏崎刈羽規制事務所の伊藤です。本年もどうぞよろしくお願い致します。

規制庁の資料は、1枚のみとなっております。先ほど東電さんからもありましたけれども、星野委員からご質問を書面でいただいておりますが今回間に合いませんでしたので、次回定例会で書面回答させていただければと思います。よろしくお願い致します。

では、1カ月間の原子力規制庁の動きということでご説明させていただきます。

一番上の規制委員会で、柏崎刈羽発電所に係るものは今回ございました。次の、審査の実績ですが、5号機の特重関係で審査会合をやっています。その下の通達に係る文書ですけれども、先ほど東電さんから丁寧な説明がありましたが、6号機が30年目を迎え、長期施設管理計画認可申請を受理しています。

30年経ちまして高経年化が進むわけですけれども、次の10年、40年目まで健全な運

転ができるかどうかを評価しなければいけないものでございます。こちらの申請を受けましたので、これから審査していくことになります。このあと 40 年目にまた申請が出て、10 年間持つかどうか審査が続くことになります。

その下の、被規制者との面談です。一番上の 12 月 4 日ですけれども、こちらは、以前お話した 6・7 号機の監視測定設備の機能喪失による運転上の制限 (LC0) の逸脱の原因の調査状況について面談で確認をしています。

その下の 12 月 9 日は、一番下にあります 12 月 24 日と 2 回やっていますけれども、6 号機格納容器内の水素濃度計の交換に対して、審査グループで手続き上の相談を受けたものです。女川でトラブルがあったものと同じものを使いますので、予備を付けるためにどのような手続きが必要か相談を受けたものです。

その下の 12 月 9 日は、1F・2F・柏崎刈羽発電所で原子力事業者防災業務計画の修正を検討しているという説明を受けたものでございます。柏崎刈羽発電所は、人や資機材の保管場所などの変更が書かれております。

その下の 12 月 10 日、12 日、24 日とその他にあります 12 月 19 日は全て同じ案件です。地震本部の長期評価に係る既存の設工認への影響について評価をしているところですが、面談や会合で現在評価中でございます。12 月 19 日に会合を行っていますが、まだ終わっていませんので、引き続き会合を続けていきたいと思っています。

面談の一番下 12 月 24 日は、12 月 9 日と同じ水素濃度計の話ですので割愛致します。

その他の最後 12 月 24 日になります。こちらは、皆さんも報道等でご存じかと思えますし、先ほど、東電さんから丁寧な説明があったと思います。使用前確認変更申請が東電さんから出され、規制庁で受理したものでございます。

裏面に行きまして、放射線モニタリング情報は URL に掲載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

規制庁からは以上です。

◎品田善司 議長

はい、ありがとうございました。続きまして資源エネルギー庁さん、お願いします。

◎利根川 原子力立地政策室長 (資源エネルギー庁)

はい、資源エネルギー庁原子力立地政策室長の利根川でございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。

今年も、地域の会定例会に赴きまして、引き続き情報提供をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

それではこの 1 カ月の動きにつきましては、事務所長の渡邊より説明を致します。

◎渡邊 柏崎刈羽地域担当官事務所長 (資源エネルギー庁)

はい、柏崎刈羽地域担当官事務所の渡邊でございます。今年もよろしくお願い致します。それでは、「前回定例会以降の資源エネルギー庁の動き」の資料をご覧ください。

まず、1、エネルギー政策全般といたしまして、最初に、赤澤経産大臣の年頭所感の抜

粹を記載させていただいております。

年頭所感には5つの項目があり、その中の一つに「福島復興」という章立てをしており、記載の内容の所感が大臣からございました。

次に参りまして12月23日、皆様ご存じかと思えますけれども、赤澤経産大臣と花角新潟県知事が面談を行っております。

赤澤経産大臣と花角新潟県知事が面談し、花角知事から「国の対応について確認できた」とした上で、柏崎刈羽原子力発電所6・7号機再稼働に関する理解要請を了承する旨の発言があったところでございます。

次に参りまして、国際原子力機関IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングの一環として、東京電力福島第一発電所の構内において、海水希釈後のALPS処理水の採取が行われております。

次のページに参りまして、令和6年度のエネルギー需給実績速報値を取りまとめた12月22日に公表しております。内容についてはご覧いただければと思います。

次に参りまして、IAEAタスクフォースにより、海洋放出開始後5回目となるALPS処理水の海洋放出に関する安全性レビューミッションが12月19日に行われて公表されているところでございます。

次のページへ参りまして、赤澤経産大臣の閣議後記者会見でございます。

まず、12月12日に泊原子力発電所の再稼働他についての記者会見でございます。

次の12月16日には、自民党によるメガソーラー支援廃止を求める提言他ということで、メガソーラーの廃止支援を求める提言とその中の質問として、太陽光発電の支援と規制、支援の切り替え時期について記者会見が行われております。

次のページ、めくっていただいて4ページ目でございます。12月19日に柏崎刈羽原子力発電所の再稼働についてです。柏崎刈羽原子力発電所の再稼働についてと北海道の泊原子力発電所の再稼働に関する北海道知事からの要望についてということで、記者会見が行われております。

次のページ12月23日、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働ということで、先ほどの花角知事との面談については、中ほどのところにカッコ書きで「花角知事との面会」というかたちで、知事からの「7つの要望」と国の対応について、大臣から記者会見で説明をさせていただいております。それから、知事からの原発視察の打診についても記載させていただいております。

6ページ目に参りまして、「エネこれ」、「エネルギーのこれまでとこれから」ということで、12月3日に、「世界の温室効果ガス排出量と削減目標の『今』を知ろう」と「エネルギー白書2025」からの前編。12月5日の公開で同じく「エネルギー白書2025」の後編。それから12月22日には、「暖房費のかさむこの冬も電気、ガス料金の支援を実施。よくいただく質問に資源エネルギー庁がお答えします!」。12月26日には、「COP30」で日本の脱炭素技術を世界に発信。持続可能燃料の共同宣言にも注目」ということで、エネこれ

を記載させていただいております。

7 ページ目に参りまして、「2. 事務所活動」ということで、12 月 22 日に新潟県議会 12 月定例会最終日を傍聴して参りました。

次に委員会関係でございますが、3-1 のエネルギー全般の委員会については特段の開催はありませんでした。

それから 3-2 といたしまして、電気・ガス事業関連の各種委員会でございますが、12 月 11 日に第 10 回の原子力小委員会「革新炉ワーキンググループ」ということで、次世代革新炉、高速炉及び高温ガス炉の動向について報告、議論が行われております。

12 月 12 日には、第 2 回核燃料サイクルの実効性向上に向けた枠組み検討ワーキンググループが開催されまして、核燃料サイクルの実効性向上に向けた今後の取組や国内外に保有するプルトニウムの利用等について報告・議論が行われたところでございます。

2 つ飛ばしまして、12 月 17 日には、第 47 回の原子力小委員会が開催されております。原子力政策の具体化に向けた論点、原子力発電所の運用高度化による安全性向上・品質向上に向けた取組について報告・議論が行われております。

次のページに参りまして、各種委員会の新エネ・省エネ、資源関係でございます。こちらは割愛させていただきます。

最後のページ、9 ページ目でございますが、3-4 パブリックコメント募集中案件については、現在、原子力関係のパブリックコメントの募集等はありません。

資源エネルギー庁から以上でございます。

◎品田善司 議長

はい、ありがとうございました。続きまして新潟県さん、お願いします。

◎金子 課長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

はい。新潟県の原子力安全対策課の金子でございます。今年度もよろしくお願い致します。

前回の 270 回の会合の際、ちょうど 12 月議会の初日でございますが、リモートでの参加をさせていただいたことにつきましては誠に失礼いたしました。極力、この会には私が出席できるようにさせていただこうと思っておりますけれども、業務など諸事情によって、なかなか柏崎まで来られない場合は、リモートでの参加もあり得ることを今後ともご承知いただければ幸いです。

定例会以降の動きにつきましては、石山から説明をさせていただきます。

◎石山 課長補佐（新潟県・防災局原子力安全対策課）

原子力安全対策課、石山でございます。よろしくお願い致します。

右上に新潟県と書いてございます、「前回定例会以降の動き」の資料に基づいて説明をさせていただきます。

1 番、安全協定に基づく状況確認、12 月 9 日、柏崎市、刈羽村と共に発電所の月例状況確認を実施しました。主な確認内容といたしましては、11 月 2 日に発生した監視測定設

備の機能喪失の続報について説明を受けました。尚、こちらの事象につきましては、11月の状況確認で現場を確認済みでございます。

また、重大事故時における冷却手段について説明を受けると共に、高台に設置している代替熱交換機車などの可搬型冷却設備や設備の原子炉建屋への接続箇所等を確認しました。

続いて、2番、再稼働の政府の方針への理解要請についての回答でございます。こちらにつきましては、このあと、議事の(2)で詳しくご説明致しますので、ここでは簡単にご紹介致します。

12月23日、知事が経済産業大臣と原子力規制庁長官と面談し、原子力発電の必要性和安全性に関する県民の理解促進のための取組など、7項目の国の対応を確認しました。その後、経済産業大臣に対しまして、柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の再稼働の政府の方針への理解要請について、了解することを伝えました。

理解要請の了解後、東京電力には、柏崎刈羽原子力発電所の運営について、安全最優先の取り組みを行動と実績で示すよう強く求めました。

関連の報道発表といたしましては、12月22日に知事が経済産業大臣と原子力規制庁長官と面談します、というもの。また、翌23日には、柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の再稼働の方針への理解要請について了解しました、ということで発表したところでございます。

この資料の後ろに報道発表資料の鑑だけを付けさせていただいております。それぞれの報道発表資料には詳しい資料も付いているところでございますけれども、それらにつきましてはこのあと、(議事の(2))で説明をさせていただきますので、この資料からは割愛させていただいております。詳細はそちらで説明させていただきます。

3番、その他、になります。12月23日に柏崎刈羽原子力発電所6号・7号炉フィルタベント設備についての事前了解をしました。こちらにつきましても末尾のほうに資料を添付してございます。

県からの説明は以上になります。

◎品田善司 議長

はい、ありがとうございました。続きまして、柏崎市さんお願い致します。

◎松田 主査 (柏崎市防災・原子力課)

柏崎市防災原子力課の松田です。本年もよろしくお願ひいたします。

安全協定に基づく状況確認を、12月9日に実施しました。新潟県、刈羽村と共に、発電所の月例の状況確認を実施しました。確認内容につきましては、新潟県から報告があったとおりですので割愛させていただきます。

柏崎市からの報告は以上です。

◎品田善司 議長

はい、ありがとうございました。それでは、最後に刈羽村さんお願い致します。

◎北本 主事（刈羽村・総務課）

はい。刈羽村総務課の北本でございます。本年も皆様よろしくお願い致します。

それでは、「前回定例会以降の動き」刈羽村総務課、と書かれました資料をご覧ください。

1、「安全協定に基づく状況確認」でございます。

12月9日、新潟県さん、柏崎市さんと共に発電所内の状況の確認を実施いたしました。こちらの内容につきましては、先ほど新潟県さんのほうから詳細な説明があったかと思っておりますので、重複致しますので割愛をさせていただきます。

2番、「自然災害時における避難所支援に関する協定」の締結。こちらも12月9日になりますが、東京電力ホールディングス株式会社新潟本社さんと、自然災害時における避難所支援についての協定を締結し、12月9日に締結式が行われました。

刈羽村からの前回定例会以降の動きの説明は以上になります。

◎品田善司 議長

皆さん大変ありがとうございました。それでは、質疑応答に入らせていただきます。発言を希望される委員の方は、まず手を挙げていただいて、私が指名したあとにお名前と、どちらのオブザーバーへ質問か、意見かを明らかにして発言をお願いしたいと思います。

それでは、お願い致します。はい、飯田委員お願いします。

◎飯田耕平 委員

明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。原住連（原発問題住民運動柏崎刈羽連絡会）の飯田です。

今、説明いただいたことと直接関係のない質問を規制庁さんにお伺いしたいのですが、答えられない部分については、次回文書等で回答していただければと思います。

中部電力浜岡原発3・4号機地震動不正問題の、規制庁の対応について伺います。このデータ不正について、中部電力と規制庁から公表されましたが、発覚のきっかけが去年の2月と報道されています。報告を受けたのが12月18日ということで、この期間10カ月間も掛かっているわけですが、2月に規制委員ではどのような対応をされたのか。外部通報に対するマニュアルはあると思いますが、これは全ての電力会社に関係すると思いますのでお伺いします。

2つ目は、中部電力の報告が遅れた原因は何なのか。それから、12月18日の報告を受けた段階で規制として公表しなかったのはなぜなのかということです。それに関わって、規制委員会の審査体制や手順、内容に不備はあるのか、ないのか。このような事案に対して、どのような対応をこれからされて行かれるのか、お伺いしたいと思って質問を致しました。以上です。

◎品田善司 議長

はい、それでは、規制庁さん、お願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい。ご質問ありがとうございます。規制庁の伊藤です。

2点ではなくて、3・4点くらいあったかと思いますが、順不同の回答になってしまったら大変申し訳ございません。

まず、2月に発覚したというのは、実は、内部からの申告があったのです。規制庁には、原子力施設安全情報申告制度がありまして、もし、規制活動の中で発見できないような内部の不正やトラブル、そういった隠ぺいされたものがあれば、内部の方から情報が発信されるという制度があります。そこで一番大事なものは、発信した方の身の保護です。もし、会社がその方を特定してしまったら、もしかしたら会社はその人の首を切ってしまうことがあるかも知れませんが、情報提供者の保護が一番大事にすることで進めて参りました。その保護を最優先として調査をするわけですが、保護する方が特定されないように中部電力の調査をしなければいけません。本来であれば、中部電力に対していろいろと聞ければよろしいのですけれども、聞いた時点でその人が特定される可能性もあるため、非常に慎重に進めなければいけないものとなっております。

調査の経緯や内容を明らかにすることはできないため、2月に申告があったのですけれども、少し時間を要しております。

規制庁の中に申告調査委員会があり、その委員会の中で得られた情報を整理し、どういったステイタスのものかを評価をしていくのですけれども、これもまた時間の掛かるもので、結果的に12月になってしまったというところになります。

もう一つは審査の不備だと思います。まず、審査会合での審査で用いられる説明資料は、事業者が作成する前の段階において、例えば、地震動の評価の元となるデータがあるわけですが、今回はその審査資料を作成する前段で不正行為が行われたものです。地震動の評価を構成する解析過程の適切性については、基本的に適切な品質管理体制の下で事業者が自らの責任により確保されなければいけないものです。従いまして、審査会合では地震動の評価上のポイントとなる評価の方針や方法、条件、その評価の結果に焦点を当てて審査をし、規制基準への適合性の確認をしています。

これは、評価を構成する解析の過程を一つひとつ詳細に確認するものではないので、その審査でテーブルに挙げられるデータが改ざんされたとしても、その審査の中では確認することができません。したがって、今回の審査が間違っていたというものではないです。そういうこともあるので、先ほど話しました申告制度があって、データの改ざんがあった場合に申告されると、それが我々規制庁の耳に入り、規制庁で評価、検査、調査をして、整理をしていくというかたちになります。

よろしいですかね。

◎飯田耕平 委員

ありがとうございました。審査を申請する電力会社さんのデータが正しいという前提で審査されると思いますので、それを自分の都合のいいようなデータに書き換えて申請した。それが正しいかどうか、間違っているかどうかは、なかなかわからないと私も感じ

ておりました。こういう事件が発生したことに対する規制庁のいろいろな委員の方が、審査ができないと言われているのは十分理解できることです。ありがとうございました。

◎品田善司 議長

はい、規制庁さん、お願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制庁の伊藤です。すいません、追加です。

本日、規制委員会の中で本件の議論がされました。今後の規制庁の方針については、次回の規制委員会、来週の水曜日に議論されることとなります。今日の議論や委員長の定例の会見の中でも話がありましたが、まず、事業者が一義的な責任をもって原子力安全を確保することが国際的に求められています。今回、中電さんが地震動の低いところをもってきて、それを平均としたという話ですけれども、そういう低いところをもって来ないことが、事業者の品質保証体制の中で求められているのです。それを前提として、審査で科学的な根拠を基に評価を行っていくので、その大前提が今回覆されたことで委員の方々が、今回の議論の中でいろいろとお話をしたというかたちになっております。

◎品田善司 議長

はい、ありがとうございました。本間委員、お願いします。

◎本間 委員

本間です。3点ほど質問します。

1つ目は規制庁さんです。前回、私欠席して申し訳なかったのですが、文書で出した避難計画における妊婦・乳幼児の被ばく量の問題について、前回回答をいただきました。総論的には大人と同じ 100 ミリSvまでの被ばくを目安として計画が立てられていると回答いただきましたが、乳幼児で 100 ミリSvというのはとんでもない値ですので、言い訳が書いてありまして、いくつか問題があったのですが、1つはPAZ内の住民については避難を実施するから問題がないと。それで終わりになっているのですが、避難計画では、複合災害で避難できない場合はPAZも屋内退避するとなっているので、この回答自体がまったく矛盾している。避難計画の中で屋内退避を指示する場合には、避難を実施するから大丈夫だという回答はおかしいのではないか、それが1点。

それから、妊婦に対して優先的にいろいろ対策をすとも書いてあり、ヨウ素剤の配布をすとありますが、それはもう事前配布はされている。柏崎については、されていると建前上なっているわけですし、優先的に服用すべき対象としているとありますが、一般人よりも妊婦・乳幼児のヨウ素剤の服用を優先するというのは聞いたことがなかったので、はっきりしていただきたいという質問です。簡単に答えられたらお答えください。

それから2番目ですが、東電さんへ質問です。先日、制御棒のトラブルについて大分時間を取っていただき、別の場所で説明を伺ったのですが、結論的にはラッチに何か引っかけ、その何かが分からないという説明でした。

それだけじゃなくて、下からのボールナットの圧力の不足とか上からの返りの不足と

か、いろいろ考えられるのではないかと聞いていました。現状、確定はこれ以上無理なので、原因の検索はしないというようなお話があったのですが、制御棒の問題ですので、もっときちんと追求していただきたいと思いますが、そのへんのお考えをお聞かせください。

それから3つ目です。これはフィルタベントの問題で、県と東電さんと両方伺いたいのですが、後半の知事の判断の中で話が出るようであれば、その時に回答いただきたいと思います。

花角知事は、2020年の3月に地下式フィルタベントを含めた安全性の確認の必要を明言していて、今回、フィルタベントを了承したということになるわけですが、その間の安全性の確認はどのようにやられたのか私は非常に疑問なので、お話することがあったら教えてください。本当にされているのかどうかです。

それから、知事あるいは他の自治体との交渉の中で、地下式フィルタベントについて避難計画との整合性を図るため、避難が行われる前にベントはしないというニュアンスなのかなどは私に思っていたのですが、そのへんはどうなったのでしょうか。特に今回、避難計画で複合災害の場合は屋内退避が指示されるわけです。その状態においても、原子炉が危ない場合にはベントが行われるのか。もし、行われるのであれば、それは避難計画との整合性が図られたと、県、あるいは東電は考えているのかという、3点質問です。

◎品田善司 議長

はい、それでは最初の質問。規制庁さん、お願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、規制庁の伊藤です。ご質問ありがとうございます。

まず、1問目のPAZの中での屋内退避と避難の相反する矛盾ですが、例えば、複合災害などが起きましたらまずは命を守らなければいけませんので、自然災害が発生している中で退避はできない状況もあり得ます。その時は屋内退避をしなければいけません。そして、自然の脅威が去った後、避難をするというかたちになります。その場合は、陽圧化装置が付いている建物への屋内退避などを考えながらケースバイケースでやっていかなければならないわけで、そういった矛盾が多少はあるかとは思いますが。ここは、いろいろなケースを考えた上で、実際に起こった時に整理していかなければならないと思っております。

2つ目のヨウ素剤の服用の話ですが、その知識を現時点で持っていませんので、次回、回答させていただければと思います。規制庁からは以上です。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。それでは、2番目の質問につきまして、東京電力さんお願い致します。

◎堂園 リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所）
東京電力のリスクコミュニケーターの堂園です。

先月、制御棒のご説明にご参加いただきましてありがとうございました。その際に、制御棒が全挿入状態から動かなかった原因について、先ほど、本間委員からおっしゃっていただいた通り、ラッチに何かが挟まってうまく閉じなかったということ、ローラーの回りが悪くなったということをご説明しました。そちらの原因について、分解はしてみたものの、これ以上原因が推定にしかならないため、我々としては、他の制御棒に同様の事象が発生していないかを、実際に動かし、動きが悪くないか電流測定しました。しっかり1本1本行い、異常がないことを確認して、先に進ませていただいています。これ以上は分解をしても推定でしか原因が分からないだろうというところで、これ以上の調査は今のところは考えておりません。

◎本間 委員

不明のままで行こうということですよ、簡単に言うと。別に嫌味で言っているわけではないのですけれども、分かりました。

◎品田善司 議長

続きまして、3番目のフィルタベントの件で、新潟県さんお願いします。

◎金子 課長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

はい、新潟県の金子でございます。

地下式のフィルタベントにつきましては、かなり変遷を辿っており、最初は、当時の泉田知事の時代に、地下式を作るという約束から始まっていると思います。簡単にいうと地下式と地上式フィルタベントの2つで新規制基準の申請を行っていたところから始まって、その後、新規制基準の認定を取るためには地上式と代替循環冷却設備という形に代わって、その2つで認可を取ったという形になり、地下式フィルタベントについては、自主施設、自主設備としてやりますという宣言がありました。その後、地下式フィルタベントは特重設に位置付けるという流れになって現状に至っています。このことから、当時の約束と今の地下式フィルタベントについてはだいぶ変わってきているというのは、知事が議会答弁でも指摘しています。

性能につきましては、技術委員会で、地上式フィルタベントを現地確認し、その性能について評価されていますが、地下式フィルタベントについては特重設であり、実際の現場を見られませんが、地上式フィルタベントと同じ性能との報告を受け、技術委員会としては、その性能を評価しているというのが、まず1点でございます。

避難計画の整合性につきましては、被ばく線量シミュレーションを行ったことについてご記憶があると思うのですけれどもフィルタベントを使って放射性物質を放出した場合の評価をしております。結果としてUPZでは100ミリシーベルト以下に抑えられているということから、避難計画の整合性は取れているという評価で現在に至っている状況でございます。以上です。

◎品田善司 議長

ありがとうございました。簡単に、どうぞ。

◎本間 委員

そうすると、住民が屋内に留まっている状態でもベントは行われるということですね。シミュレーションで100ミリシーベルトというのも、実はとんでもない値ですけども、あのシミュレーション自体が放出量を非常に小さく見積もったもので、いかがなものかと私は思っています。立場、意見が違うので、これ以上回答は不要ですけども、そう思っています

◎品田 議長

ありがとうございました。他においででしょうか。星野俊彦委員、お願いします。

◎星野俊彦 委員

星野俊彦です。今、本間委員が質問されたのが、まさに私が知りたかったところです。私が事前に質問して、今日、東京電力さんから回答をいただきましたので、質問は東京電力さんに2点、関連して規制庁さんに1点になります。

今、これ以上原因究明はやらないというお話がありましたが、そこは私、非常に疑念を持っております。というのは、毎回言っておりますけども、制御棒に関する問題であるからです。例えて言えば、車のブレーキであったりアクセルで、ふかしたりブレーキを掛けたりという、原子炉の運転に関する基本的な、原則的といったほうがいいのかも知れない、一番機能してもらわなければならないところのトラブルであるから、非常に注視していて、住民の立場からいうと、これ以上原因究明をやらないのは困るなと思います。

私への回答の中でも、結局その個体の特性というふうに結論付けられている。要するにこれ1本がまずかったということですよ。本当の原因究明は、仮に固体の特性だとしても、それを製造する過程で他と変わったことが起きていたのではないか、あるいは設置の方法が悪かったのではないかとということを実明していく必要があると思います。

私も車のカムシャフトの検査員をやったことがあるから分かりますが、不具合があった時、この前も言いましたけれども4M (Man (人)、Machine (機械)、Material (材料)、Method (方法))の4つの要素を分析・改善していくことで、課題発見や問題解決を図る手法)が基本です。東京電力が、固体の特性で済ませてこれ以上原因究明をやらないということであれば、原子炉を動かすことに非常に危険を感じます。意見でもありますが、もう1回やりますと言ってください。やりますと言ってください。それを求めたい。

それから、もう一つは地下式フィルタベントについてです。地下式フィルタベントについては、私、以前から何回も質問させてもらっています。今、県の金子さんから説明があったが、そのとおりの変遷をしていることを私も承知をしておりますけれども、最終的に地下式フィルタベントは形になるのですか、ならないのか。今、特重まで行って、自主設備になったから、東京電力さんがやるかやらないかを判断すればいいという、そういう次元に行っていると思うんですけども、当初から言われた地下式フィルタベントは、自主設備であるけれども要るものであり作りますよ。特重ではないけれども作りますよ、ということになっているのか、はっきりと知りたいと思う。東京電力さんにはその2点で

す。

それから、規制庁さんには制御棒の件ですけれども、東京電力が原因究明を止めますという態度に対して、規制庁さんは制御棒だからそれでいいと思っているのかどうか、はっきり仰ってください。以上です。

◎品田善司 議長

それでは、東京電力さん、お願いします。

◎堂園 リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の堂園です。原因追求については、早々にあきらめたわけではなく、数日、数週間の日時を掛け、原因を追究しましたが、元の状態がどういう状態であったか再現できないため、これ以上調査をできないという結論を持って次に進んでおります。

今のところこれ以上の原因追求が難しい状況にあるというところです。

◎稲垣 発電所長（東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所）

所長の稲垣でございます。

地下式フィルタベントについて、新潟県のご発言のとおり、特重設の中で設置をします。詳細はテロ対策に関わるので申し上げられませんが、特重設の中で設置許可申請をしており、規制庁の審査も受けておりますので、造らないということは絶対にございません。

◎品田善司 議長

続きまして、規制庁さん、お願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、規制庁の伊藤です。

まず、東電さんの制御棒駆動機構の説明の補足になってしまいますが、別に東電さんを擁護するわけではないですけれども、私が認識している現状をお話しますとローラー一部分に何かしらの異物が噛んでしまった可能性があり、そのローラーが溶接されて一体型になっているため、それを調査するにあたって、その一体型のものを壊さなければいけないわけです。しかし、壊した時点で何が悪かったのか、何が曲がっていたのか、何がへこんでいたのかなど原因が分からなくなるのです。したがって、物理的にこれ以上の調査が難しいと私は認識しています。

我々規制庁では、リスクの軽重を鑑みながら検査をしているわけですが、リスクがある場合はとことん追求します。星野委員のように、まだまだやらなければいけないのではないかと行っていくつもりです。

ただ、今回の件に関しましては、制御棒という名前がありますけれども、実際にトラブルを起こしたのは制御棒駆動機構です。そして、その制御棒駆動機構のトラブル発生タイミングが全ての制御棒を全部挿入した後、車で言いますとブレーキを踏んで完全に車体が止まっている状態でのトラブルです。車が動いている状態、まだ走っていてブレーキを踏んだり抜いたりする状態での作動には問題がないのです。運転中に制御棒を引き抜いたり挿入したりする微調整、その作動には全く問題がなく、何かトラブルがあっても全制御

棒を挿入して、制御棒駆動機構としては最も安全な状態で、その後に発生したトラブルなのです。

ですから、その制御棒に係るリスクというのは、そこまで大きくないと思っております。以上です。

◎品田善司 議長

はい、ありがとうございました。

それでは時間ですので、このあたりで休憩に入ります。43 分から再開したいと思いますのでお願い致します。

— 休憩 —

◎品田善司 議長

それでは、皆様、お揃いでございますので、会議を再開させていただきます。

本日の議事の 2 番目は、「柏崎刈羽原子力発電所の 6 号機・7 号機の知事の再稼働判断について」ということで、新潟県から説明していただき、その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、新潟県さん、よろしくお願ひします。

◎金子 課長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

はい、新潟県の金子でございます。改めまして今年度もよろしくお願ひ致します。

それでは資料につきましては、右肩に新潟県と書かれました、表題「柏崎刈羽原子力発電所 6・7 号機の知事の再稼働判断について」という資料の総勢 21 ページの資料をご覧になっていただければと思います。

1 枚目の表側に時系列で既に公表されている資料を付けさせていただきました。

ここにあるように、11 月 21 日に知事が「再稼働容認」という形で判断をさせていただいたというところですが、何に対してかというところにつきましては、この前段にある、6 年 3 月 21 日に国から理解要請を受けたところから始まっています。簡単ではございますけれども、改めて時系列的にご説明したほうがこの流れが皆さんに分かりやすく入っていくのかなと、既に先日、公開されている資料に基づくものであり、既に皆さんお目に通している方が多いと思いますので、ポイントの説明に留めさせていただいて、なるべく質疑応答の時間を取らせていただければと思っている次第でございます。

それでは、1 枚はぐっていただきまして 1 ページでございます。

先ほど、申しましたように、国からの理解要請の文書でございます。6 年 3 月 21 日に、経済産業大臣名で花角知事に宛てた文書でございます。表題にありますように、「6 号、7 号炉の再稼働へ向けた政府の方針」という形で、直接、知事のところに持って来られて要請を受けたという文書でございます。

中身については1個1個説明しませんが、3ページでございます。

いろいろ説明がありますけれども、3ページの冒頭にありますように、国として以下の5項目、5つの方針に従って、柏崎刈羽原子力発電所6・7号炉の再稼働を進めていきますので、ご理解を賜るようお願いしたいというのが、知事のところにボールが来たタイミングでございます。

これに対して、知事としては、この理解要請に対して回答しなければいけないということで、これについて回答するということが、いわゆる地元同意をどうするのかと言われる所以でございます。これが一つの流れでございます。

これまでの間、県として3つの検証などさまざま取り組んでおりましたけれども、この6年3月21日の国からの理解要請を受けまして、その後はご存じのように、特に今年度、4月に入ってから県民投票の直接請求に係る条例審査の県議会臨時会を経た上で、知事といたしましては、県民の多様な意見を確認していきたい、把握していきたいという目的の下で、市町村長との懇談会、計5回になります公聴会、それから、県民意識調査などを経まして、先ほど申しました、去る11月21日にこの4ページ以下、知事が臨時記者会見を開き、いわゆる、再稼働の容認の考え方を示したというところでございます。

この4ページ以降の知事が容認、了解を示した、この文書につきまして、若干説明させていただきます。

4ページの冒頭でございます。まず国に対して、ここに書かれている7つの項目につきまして、国の対応を確認した上で、県は再稼働について了解をしていくという考え方でございます。この7つの項目につきましては、先ほど申しました公聴会なり県民意識調査なり、いろいろな場面で知事が見聞きしている話を基に、特に県民の皆様方が課題や不安に思っていることを国に要望し、これについての対応を確認した上で、知事としては了解していく、という考えを示したものでございます。

この考え方につきまして、4ページの一番下のところから5ページにかけて、知事がこの判断を行ったこと、それからこの判断に沿って今後、知事の職務を続けていくことにつきまして、県議会の信任を得られるか不信任になるかという判断を仰ぎ、最終的には県議会の信任を得たことを持って、国のほうにこの考え方に基づいてやっていこうということ、ここで示したというところになります。

この後に続いていきますように、これまでの間、先ほど申しましたように3つの検証や安全性の詳細の確認、災害時の対応等、県としては国、市町村と共に行って参りましたけれども、その都度、説明会を開くなりホームページでさまざまな情報提供をしていくなり、我々としてはいろいろの部分で周知なり、県民と共有をしてきました。

ただ、県民意識調査の結果を見たところ、改めて、安全対策や防災対策の認知度が十分に理解されていないことが如実に表れたというのが、県民意識調査の結果の最大のポイントであり、私としては少しショックだった部分になります。

これを踏まえまして、今回の調査をさらに詳細に分析していきますと、この対策に対す

る認知度が高くなるほど、再稼働に肯定的な意見が増えるような傾向がまず明らかになったという事実が一つあります。

それから、20代、30代等の世代につきましては、比較的再稼働に肯定的であるという傾向も明らかになったというところも結果としては現れています。

それから、再稼働について、県民の中では結果を見れば賛否は分かれているというところも当然認識しておりますけれども、原子力発電に関する正確な情報の提供と安全対策、防災対策の周知を継続して行うことで再稼働に対する理解が広がって行く、という形で知事は判断したというところになっております。

知事といたしましては、職務を続けることを議会でご判断していただければ立地地域、さらには県全体の経済社会の活性化と共に県民の安全安心の向上に最大限努力して参りたいという決意の下、「了解する」と表明したものがこの内容になっております。

この5ページの2番以降につきましては、知事はこれまでも、再稼働に対して、特に論点であるものは何かといったところに、キーワードとしては、このあとに出てきます、必要性、安全性、信頼性、地域のメリットがあるということを書いてこられました。それについて、知事の現在の考えとか思いを綴ったのが5ページ以降になります。

特に必要性につきましては6ページの上から4行目くらいになりますけれども、「国民生活と国内産業の競争力の維持・向上のために柏崎刈羽原子力発電所は一定の役割を果たしていく必要がある」との国の方針としては、「現状における判断としては理解できる」として、知事としてはこの必要性についての考えを述べているところでございます。

次の安全性という部分につきましては、大きく分けて施設の安全性と避難の安全性の2つあります。特に施設の安全性につきましては、新規基準に適合しているところが国から示されたことに加えて、県の技術委員会におきましても、かなり長い年月議論した中で、昨年2月に22項目につきまして、「安全性について、現時点で特に問題のある点はない」ということや「原子力規制委員会の判断を否定するものではない」という形で、全体を2月にまとめ、「一定の安全性は担保されている」という結論が示されたところでございます。

従いまして、「6号炉・7号炉の安全につきましては確認された」と判断をしているところでございますけれども、これにつきましては、ここにもありますように、「引き続き国及び東京電力に責任を持った対応を求めるとともに、県と致しましても必要に応じて技術委員会等において、その取組について今後とも確認していく」という知事としての決意も、表しているところでございます。

次は、避難の安全性でございます。国の緊急時対応が避難計画の大元になると思っておりますけれども、これにつきましては令和7年6月に、内閣総理大臣を議長と致します原子力防災会議で了承されたというのが1点。

それから、県で行ったシミュレーションにおきましても、実際にフィルタベントを通すシミュレーションをした結果、基本的にはPAZにおきましては放出前に避難、UPZにおき

ましては屋内退避という考え方につきましては、その計画通り行けば基本的にはその基準を上回る被ばくを避けることができるというふうに見込まれる結果がでたと考えております。そういう意味では、避難計画の一層の実効性の向上と理解向上に引き続き取り組んでいくということで、避難計画との整合性が取れていると理解をしているところでございます。

7ページにつきましては、その他の課題といたしまして、より避難計画の実行性を高めるという取組の中で、避難路の整備の問題や、いろいろ今、こういうことをやっていますよというところを改めて述べています。

それから8ページ目になります。東京電力の信頼性という部分につきましては、公聴会や県民意識調査の結果から、多くの県民がまだまだ東京電力に対して不安を感じているというところは改めて結果として出ているのかなと思っております。

ただ、東京電力におきましては会社のガバナンス強化のために、社外の専門家等と一体になって発電所全体の運営の方針を考えるなどの取組を行う、いわゆる運営会議なども設置して信頼確保に取り組んでいるところでございます。引き続き、しっかり県民、地域と対話をし、会社経営に反映させていく努力を求めていきたいというところも知事の考えとして、述べているということでございます。

それから、国の対応といたしましても、内閣官房副長官をトップとする関係省庁による「監視強化チーム」を新規で設けまして、しっかりと柏崎刈羽原子力発電所の運営に積極的に関わっていく国の対応も評価をしているという知事の考えを述べているところでございます。

最後に、地域のメリットというところにつきましても、東京電力が10年程度その資金を拠出して役立ててほしいという考えがあることにつきましては、東京電力が地域と共生していく、地域と共に歩むという決意の表れと受け止めております。県と致しましては、この考え方につきましては最大限活かしていく形で取り組んで参りたいということも述べさせていただいております。

それから、国に求めておりますいわゆる電源三法交付金の制度につきましても、国のほうで早期に検討を進めるよう7項目の中にも述べておりますけれども、その検討結果につきましても、今後、確認していきたいという考えでございます。

これらの考え方を述べながら、知事といたしましては、再稼働について国の理解要請に対して容認するという考え方を示したということになります。

1枚はぐっていただきまして、その流れで10ページでございます。先ほど、知事の出した結論に対して知事が今後も職務を続けていくということにつきまして、県議会のほうにお諮りしたいという形でありましたので、10ページにありますように、再稼働に関して、特に広報予算と柏崎刈羽原子力発電所を今後とも強く、しっかりと監視するという予算を盛りました。付帯決議が可決されたというところで、これを持って最終的に知事としては、議会でご承認をされたと判断したところでございます。

これを受けまして、議会の閉会日である 12 月 22 日に、議会としてご信任をいただいたという判断の下、次の 11 ページになりますけれども、同日 22 日に、この 7 項目につきましては、文書で経済産業大臣宛にしっかりと国として対応をしていただきたいということを依頼しました。

12 ページ。この項目につきましては、進捗状況を年 1 回以上、定期的に県と共有して下さいというお願いをした、という文書の内容になっています。

この 7 項目のうち、特に、1 番目、2 番目の部分につきましては、規制庁、規制委員会の取組にも重なって参りますので、この部分につきましては、特に規制庁長官宛てに同じように文書で回答いただくようお願いしたというのが、次の 13 ページでございます。

はぐっていただきまして、14 ページは先ほど申しました 22 日に文書でそれぞれ経済産業大臣宛、規制庁長官宛てに文書を送りましたので、それについての文書で、赤澤経済産業大臣から知事に文書で回答があったところになります。これは知事が、経済産業省に出向いて、直接、赤澤大臣から文書の交付を受け、説明を受けた文書になっています。これにつきましては、15 ページの冒頭にありますように、中身については説明しません国として責任を持って着実に対応していきますという形になっています。

それから、7 つの項目につきましては、私共の要望、要請通り、新潟県と年 1 回以上、定期的に共有を図っていくということを、しっかりとご説明をして宣言されたところで、そこについてはしっかりと対応していただくことの確認が取れたと判断しているところでございます。

はぐっていただきまして、18 ページにつきましては先ほど申しましたように、規制庁、規制委員会にも 2 つの項目が関わってきましたので、これにつきましても文書で回答いただいたところが 18 ページ、19 ページになります。

はぐっていただきまして、20 ページにつきましては、先ほど申しましたように、12 月 23 日に花角知事が東京に向かい、経済産業大臣から直接説明を受け、その場で口頭にて「了解します」という話をさせていただきましたので、正式に改めて文書で出したものになります。

それから、21 ページの県から東京電力宛てに出した文書は、まずは国に対して 6 号炉・7 号炉につきましては、国の理解要請に了解しましたということをお伝えすると共に、東京電力には、ここに書いてあるように 3 項目について改めて要請をし、強く求めました。先ほど申しましたように、23 日は知事が上京しておりましたので、知事の代理で笠島副知事から直接、東京電力に説明をし、この文書を手交させていただいたところでございます。

雑駁でございますけれども、国からの理解要請から始まって諸々の取組を経て、11 月 21 日に知事として理解要請について了解する旨の考え方を示し、その後、議会で判断され、国に要望を改めて確認をし、理解要請に了解をするという流れでした。それから、東京電力にも改めて、強く事柄について申し入れたという文書の一連の流れを持ってご説明をさせていただきました。

雑駁でありますけれども、これが今回の一連の流れというところでご理解いただければと思います。よろしくお願い致します。

◎品田善司 議長

大変ありがとうございました。それでは、質疑応答に入りたいと思います。発言を希望される委員の方は手を挙げていただいて、私が指名したあとに、ご本人のお名前と質問か、ご意見を言っていただいて、簡潔明瞭に発言をお願いしたいと思います。

それでは、質問のある方、どうぞ。はい、一番に手を挙げられた、白井委員、お願いします。

◎白井 委員

松浜地区代表の白井でございます。

今ほど、新潟県さんの今までのこの流れについてお聞きいたしました。

私たち松浜地域は、松波町内と荒浜町内の2町内で約4千人の住民がおられるわけでございます。知事が国に対して7項目の確認をしたということではありますが、その中の4項目目に避難所の整備という項目がございます。

当、松波地区には3200人の住民が居住しておりまして、市の指定避難施設が松波コミュニティセンターと松浜中学校の2か所ございまして、以前の中越沖地震、あるいは能登半島沖地震の際には、大勢の避難者で入りきれないという状況でございました。

その避難所に整備について、集中的に迅速に整備をするという知事の要望に対して、国も早く整備を進めていくという回答でございます。地域の状況をよく調査していただきまして、避難所の増設や新設、あるいは環境整備についてもお願いしたい。中越沖地震の時は夏でございまして、能登半島地震については1月1日の寒い時期でございました。とても体育館で避難ができるような状況ではなかったもので、ぜひ、環境整備ということで空調設備なども考えていただき、新潟県からよく調査をしていただいて整備をお願いしたいという要望でございます。

回答は今すぐというわけにも行きませんかと思いますが、見解がありましたらお訊ねしたいと思います。以上でございます。

◎品田善司 議長

新潟県さん、いかがでしょうか。

◎金子 課長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

はい、県の金子でございます。

今ほどの話というのは、ある時期に特化した話ではなくて、原子力災害が特異なのは、基本的には広域に、遠くに逃げましょうということですが、特にUPZと言われる地域につきましては、いわゆる屋内退避というものがあり、能登半島地震でも例がありましたように、自宅が倒壊した時、どうするのか、という話があった時、近くの指定避難所に避難していただきたいというところですよ。

今ほど申しましたように、ある程度の期間、そこに避難し続ける可能性もあることを考

えれば、空調設備や一定の防護的措置も含めて5年で50カ所程度、集中的に整備していきましようという国の考え方にに基づき、一生懸命市町村と連携しながら、どこにどうやっていくのかを確認しているところでございます。

先ほどの環境整備ということもありましたように、当然、空調も大事になりますので、空調は必ず、ある程度整備していくという考え方の下で、今、計画を考えているところでございます。今申し上げた、一定程度そこに避難し続けるということから考えれば、環境整備として、夏でも冬でも空調は大事になります。さらに、一定程度の防護的な措置も大事なので、両方をにらみながら、それに合わせた整備をするという考え方の下で、今、検討を進めておりますので、今のご意見も含めて当然やっていくことなのですけれども、持ち帰りたいと思っております。ありがとうございます。

◎品田善司 議長

はい、ありがとうございます。他、本間委員、お願いします。

◎本間 委員

本間です。県に意見と若干の質問です。

はっきり言って、あまりにもひどい決定だったということです。

花角知事は、ご存じのように、「県民に信を問う」と言って7年前に当選して、それを時々言っていたわけです。ところがここへきて、3つの検証を自主的に途中で中断させてしまった。それから、公聴会もひどいもので、各地区でそれぞれ商工会や商工会議所の人たちが発言して、反対側の団体には誰ひとり声が掛かっていません。個別に参加した人はいました。極めつけは、県民意識調査です。私も、そんなに丁寧に見ることもないですけども、あんなにひどいアンケートがあるのかという思いです。賛成を獲得するために作られたアンケートだったと思えるのですけれど、その解釈もまた、理解すれば、理解が進めばという、訳のわからないまとめを県がしました。

極めつけは、県議会で同意を得たことで県民の信を問うたことになるなどという、すり替えですよ。本当に、この知事は何を考えているのだろう。7年間一生懸命考えて、同意するための条件づくりだけをひたすらやってきたという感じがしました。それは感想で、そんな知事だから期待してもしようがないのですが、この地域の会も、元々は東電の事故隠しを受けて、透明性を確保して安全性を高めていこうということで、地元の住民と県、行政のオブザーバーは、東電にきちんと目を光らせるという立場で、オブザーバーとはいえ、参加してきたと思うのですけれども、花角知事になってから、県の発言が基本的には東電のための発言ばかりで、新潟県はいったい東電のほうを向いているのか県民のほうを向いているのか、分からなくなってきたと思います。

この間の計画については、かなり政治的なこともあるのでこの会では深く話してもしようがないかと思いますが、この透明性を確保する地域の会をきちんとやっていくために、新潟県としてももう少し、安全を確保するという立場、透明性を確保する立場から、あまり東電寄りの立場を取らないでいただきたいと思います。

最後、質問の予定でしたが意見で終わりです。以上です。

◎品田善司 議長

はい、ありがとうございました。三井田委員、お願いします。

◎三井田 委員

三井田です。今年もよろしくお願いします。

東京電力さんへお願いです。原子力発電所に関しては、私、賛成ではないですが、再稼働に関しては是非に及ばずで、もうどうしようもない、仕方がないとは思っています。

それであれば、東京電力さんをお願いしたいのは、再稼働してから最大負荷試験まで技術派遣員の方が一応常駐しているのですが、それを、今回、前例はないことだと思いますが2カ月延長していただきたいと思うのです。結局3カ月に延長していただきたいと思います。なぜかという、未経験の運転員の方や補修作業の携わる東電の社員の方の本当の意味でのOJTになるのです。例えば、家庭教師が1か月いるのと3か月いるのでは全然効果が違います。コストや技術派遣員の方との契約など、いろいろ問題はありますが、安全安心の文化を醸成するために、地元住民のために、何卒、この段は曲げてご理解いただきたいと思っています。小早川社長も、安全に終わりはないという言葉がいわれたので、それだけきちんと守っていただければ私共は住民として安心なので、よろしくお願いします。以上です。

◎品田善司 議長

はい、ありがとうございました。東京電力さん、ございますか。

◎稲垣 発電所長（東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所）

所長の稲垣です。三井田委員、ありがとうございます。

期間についてはご意見を踏まえ、検討させていただきたいと思います。

◎品田善司 議長

はい、ありがとうございました。他に、小田委員、お願いします。

◎小田 委員

商工会議所から出ております、小田でございます。

私は、花角知事が、今回、非常に丁寧なプロセスを踏まれたとっております。この問題に限らず、政治家が何か判断されるということに関しては、必ず賛否両論あるとっておりますけれども、平成23年のデータで輸出が約28兆、化石燃料の輸入が26兆、日本が地盤沈下している状態で新潟県だけが良くなることは、あり得ないだろうと思います。やはり、この化石燃料の輸入を減らすというのは、国全体で取り組んでいかなければいけない問題と考えております。

また、これは情報共有会議の時にも発言させていただいたのですけれども、無関心の方がUPZ外に6割いる中で、仮に県民の意思で再稼働しなくなった時に、その6割の方が再稼働をしなくて何か問題が起こった時の責任を負えるかということ、そういうわけにはいかないのだろうと思います。

繰り返しになりますけれども、東電さんの管内で停電なり、何か事故が起こった時に、新潟県民は東北電力の原発の電力を使っているのに、我々には供給しないからこれは新潟県民のせいだというような、県民一人一人が責任を負うようなことは避けなければいけないと私は思います。

そういう意味でも、議会判断というのは非常に妥当なプロセスであったと思います。

ただ、浜岡の件は非常に残念だと思います。東京電力さんには、このあともしっかりと安全に運営していただきたいと思いますし、改ざんという問題はないものと私は信じておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

◎品田善司 議長

はい、ありがとうございました。飯田耕平委員。

◎飯田耕平 委員

飯田です。県にお聞きしたいのですが、7ページの避難に関わる個別課題についてです。ここには、UPZ外まで避難する幹線道路の整備とか書かれていますけれども、8ページの(3)に避難先、つまり上越市とか村上とか避難していくところの避難所の整備等については、その市町村からどのような要望があったのかわかりませんが、私は書いていないと読み取ったのですけれども、なぜ、具体的な個別課題に挙げなかったのか教えてください。

◎品田善司 議長

新潟県さん、お願いします。

◎金子 課長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

はい、新潟県の金子でございます。

今ほど飯田委員がおっしゃったのは、資料の8ページの上の3番の話だと思います。この指定避難所となるところの集中整備につきましては、基本的に先ほど申しましたように、能登半島地震において、屋内退避をするようなエリアにあっても、自宅が壊れて屋内退避ができなかった、という問題が浮き彫りになったというのが、まず1点ございます。そうした時に、基本的には、その屋内退避の指示を受けた、そのエリアの方々につきましては、自宅が出来なければ近隣の指定避難所、たとえば小・中学校の体育館に避難するのだと思います。そうした時に、先ほども話をしたように、一定期間避難し続けるという可能性が出てきますので、今の考え方というと、最低3日間は避難する、屋内に継続するというのが基本的にあります。そうしたことからすると、空調につきましては少なくともしっかりと整備しなければならないというのが一つ。それから、原子力災害時の特性を考えると、いわゆる被ばくを一定程度避けなければいけないというところの屋内退避になりますので、気密性など一定程度の放射線防護の機能もなければならないというところを踏まえて、両方を加味した形になります。UPZエリア内の指定避難所、中学校区単位をベースにすると、だいたい全体で5年間に50か所程度は緊急的に、まずは集中的に整備しようという考え方が国から示されたものであります。それを、この3番に書いているところになります。

飯田委員のおっしゃっていた避難先ということになると、UPZ 外の避難所に広域避難するということとなりますが、基本的に、そこにつきましては、今回含まれていませんけれども、実際の話、そういう避難先の避難所についても、避難者を受け入れる以上、何らかの整備は必要になりますねという話は出てきています。ただ、そこは今後の緊急性を鑑みた時に、その課題については、喫緊性でいけばまず UPZ 内をやっていきましょうという考え方を示しただけであって、それにつきましては今後その要望を受け、どのような形で整備ができるのか、どういう財源を使うのかというところを考えながら、今後の課題として、県としては何かしら検討して、前に進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

◎品田善司 議長

はい、ありがとうございます。他においででしょうか。白井委員、お願いします。

◎白井 委員

今ほどの関連の質問になります。

UPZ 圏内ということですが、その前に PAZ 圏内も避難道路が通行止めになったり、橋のところで避難できない状況であれば、当然その地域の避難所に避難するわけでございますので、PAZ 圏内、5km 圏内の避難所についても、特に UPZ より優先的に環境整備、あるいは避難所の建設について考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

◎品田善司 議長

新潟県さん、お願いします。

◎金子 課長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

はい、新潟県の金子でございます。

先ほども若干触れましたけれども、PAZ のエリアの方々につきましては、基本的には放射性物質が放出される前に避難というのが原則になります。

ただ、今ほどのお話にありましたように、避難したくてもできなかった事情とか、できない方々がいらっしゃった時にどうするのかという話は出て参ります。そうした時に、元々、今回のこの案件の以前から、例えば、柏崎市であればコミュニティセンターを中心に、フルスペックと言われる鉄筋コンクリート造りのところに、しっかりと遮へいをして、陽圧化といって、建物の中の空気圧を上げて、外から放射性物質が入りにくくなっている施設、そういう頑丈な放射線防護施設をいくつか整備していますので、まずそこをしっかりと整備しつつ、何かあった時には PAZ につきましては、そこをまず一つの避難先と考えていく、というのが一つ考え方としてございます。

今言った指定避難所に空調を付けるなり一定程度の防護施設を作るというのは、そこまでの頑丈なものはないのですけれども、PAZ の中におきましても若干そういうところもあつたほうがいいよねという話は、柏崎市等とは実際に相談をしていますので、いくつかは柏崎市でも整備する方向で、現在一緒に検討しているところでございます。

ただ、基本的には PAZ のエリアの方々はずは逃げるわけでありますので、逃げられな

かった方はどうするかという一つの補完的な部分として、そういうところも大事だろうということは、柏崎市と一緒に検討しながら進めているのも事実でございますので、そのような考え方は持っていることをご理解いただければと思います。

◎品田善司 議長

はい、ありがとうございました。他においででしょうか。はい、星野委員、お願いします。

◎星野俊彦 委員

星野俊彦です。今、国と県が一体となって、具体的に話し合いを進めながらやっていかれるというところに水を差すような言い方をして申し訳ないのですが、5年間に50か所整備していくということですが、それがどこまで達成された場合に、県がこれをよしとする基準があるのか無いのかが1点。

それから、それが達成できなかった時には原発を考えますよというふうな担保があるのかないのか。今回は承認しましたから、どういうふうに運転してもらっても良いということではないと思う。そのために、相当具体的に項目を挙げておっしゃっているわけですから、どこまでが実現されたらよしとする基準があるのかないのか。また、それが達成できなかった場合にはどうされるのか。意地悪な質問で申し訳ありません。お願いします。

◎品田善司 議長

はい、新潟県さん、お願いします。

◎金子 課長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

はい、県の金子でございます。

この5年で集中的に50か所程度というのは、内閣府が示した考え方でございますけれども、指定避難所となる中学校区単位程度で、だいたい50か所程度を5年間でやりましょうという考え方を基に、既にPAZ・UPZの市町村の皆さんと、具体的にどの指定避難所をやっていきましょうというところは既に相談をしています。まだはっきりと表に出せていない状態ですが、来年から建物の設計が始められるように、ある程度検討は進められています。PAZ・UPZの皆さんと相談した中では、だいたい50か所程度になるところで大方の目星は付けつつありますので、そんな考え方を今、国にも話を出しながら調整しています。ほぼ、その考え方の中で、今後、整備を具体的に進めていくという段階に入りつつあるというところでは。

ただ、50カ所で満足するのかどうかというところは、まず、当面50やりましょうという考え方にあり、その先まだいるのかどうかというところがありますが、先ほど申しましたように、基本的には自宅で屋内退避するという考え方の中で、能登半島地震のように屋内退避をしたくても自宅でできない方の指定避難所に、放射線防護とある程度の空調も入れながら整備していきましょうというところになります。基本的には一定程度ここで大方の整備ができると思うのですが、整備した中で、今後、いろいろな課題が見えてくれば、当然、これ以上のものを整備していくのかどうかというのは、その次の段階

として考える必要があります。当面はまず、5年間で50施設というところをしっかりと整備していきたいという考えでございます。以上です。

◎品田善司 議長

はい、ありがとうございました。他においででしょうか。はい、星野委員、どうぞ。

◎星野俊彦 委員

今の2つ目の質問は、何か担保されたものがあるのかどうか。無ければ無いで結構です

◎金子 課長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

その担保という意味がよく分かりませんが、私共は国が示した5年間で50程度というところは、今の私の感覚ではしっかりやれるという算段でいますので、そこはまずしっかりやらせていただくというところだと思っています。

◎品田善司 議長

はい、ありがとうございました。本間委員、お願いします。

◎本間 委員

県の方に質問です。いろいろな施設、放射線防護施設を含めた施設がいっぱいできて、道路がいっぱいできて、もし事故が起きた時は、私たちはそれを使ってかなりうまく逃げられるということを計画されているのだと思うのですが、そこに住む人たちの日々の気持ちを考えたことがあるのでしょうか。

聞きたいのは、そういう施設を使う可能性がある事態が起きることがあると思っ
ているのか、そういうことを本当に想定していろいろな対策を考えているのか。あり得ると考
えているのか、ほとんどないだろうと思っ
ていて絵空事のためにこの巨額なお金を使っ
て、そんな施設を造るのか。それとも事故が起
こるかも知れないから、そういうものを造
るのか。その点をお聞かせください。金子
さん自身の心情で結構です。

◎品田善司 議長

はい、お願いします。

◎金子 課長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

県の金子でございます。

個人の心情ということは、今の立場なり、それが県を代表して言うの
がいいのかどうかは別ですが、基本的に放射線防護という関係でいうと第1層から第5層がある
というのは、皆さんご存じのとおりだと思います。基本的には、それを目指して新規制基
準の中で原子力災害が発生しない。また、基本である止める・冷やす・閉じ込めるという
ところは今、強化されているという状況でございます。その中で、絶対ということがあり得
ないところが、やはり東日本大震災の教訓だったと思います。だからこそ第5層の
避難計画があると思っております。

そういう意味では、これでもかという最後の砦が避難計画だと思っ
ております。そこはあり得るかどうかという
ような考え方よりも、第5層の計画がある
以上、これもしっかりと考えられるだけの
ことはやっ
ていこうという考え方で今、取り組んで
いる。私共は対応し

ているということで、ご理解いただければと思います。

◎品田善司 議長

はい、ありがとうございました。他にある方、おいでですか。はい、岡田副会長、お願いします。

◎岡田 委員

はい、岡田です。

まず、新潟県さんにおかれましては、この半年間のプロセスの評価如何に関わらず、大変な仕事量だったと察します。ここで一息、というわけにはいかないのだろうと思いますけれども、この半年間のご苦勞に敬意を表したいと思います。大変お疲れ様でございます。

知事のプロセスについては、金子課長も意識調査での反応がなかなか薄くて残念だったというところは私も同じなのですが、それにしても何か、クリアにはなっていないですけれども、何か一枚、一番上の層がはがれて何かが見えたような、そんな気はするところでは。漠然とした大きな捉え方で、どういう傾向にあるかというのは捉えられたのではないかと考えていて、それはそれで価値があることと思います。

このやりとりの起因となりますのは、この資料の1ページの経産大臣の一番下です。第6次エネルギー基本計画において、ベースロード電源として位置付け、原子力規制委員会の監視の下、発電所の再稼働を進めていくという指針があつてここに至っているということが根本だと思います。新潟県さんに対しての意見ではなくて、エネ庁さんに対しての意見です。

この半年間を経て、新潟県は喧々諤々とまではなっていないかと思えますけれども、目立った意見が万が一の事故、避難を懸念されている方と万が一のエネルギー不足、それによる不経済を懸念されている方、意見がはっきりした方というのは両極端なのだろうと思うのです。そういう現状、意見がここで交わされていることを、再稼働に当たって東京の方、消費地の方にしっかり届けていただきたいですし、この計画、方針が、普通に暮らしていると、まだまだ伝わってこないと思うのです。

私は、エネルギーが原子力によって供給されれば有り難いと思っている人間なので、再稼働というのは有難く捉えているのですけれども、是非、この議論を一過性のものにせず、広く国民に浸透させていっていただきたいと思えます。以上です。

◎品田善司 議長

はい、ありがとうございました。エネ庁さん、お願いします。

◎利根川 原子力立地政策室長（資源エネルギー庁）

意見ということでありましたけれども、大切な論点をいただいたと思っています。

県の資料の1ページ目にあるとおり要請をさせていただいたわけで、第6次基本計画とありますが、今、足もとでは第7次基本計画ということで電力需要の増大などを踏まえ、原子力発電、脱炭素電源の必要性について述べさせていただいている状況でございます。他方で、おっしゃられたように、また、本日我々からお配りしている資料の中で、花

角知事と面談をした後、大臣の会見録も載せていただいております。その中で大臣も述べているとおり、やはりまだ地元での理解に至っていない部分について、しっかりそれを打開していく強い思いを持って、示していただいた 7 つの項目に対する対応を取っていかうと考えておりますし、やはりその国民の理解を得ていく、県民の方の理解を得ていくと、我々も申し上げている中で、消費地の方の理解と認識をしっかりと我々としても得ていくこと、これはエネルギー政策、原子力政策を進めていく上で非常に重要な点だと思っています。

今回、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働のプロセスの中で、そういったことが浮き彫りにもなったと思いますし、エネルギー・原子力政策全体を進めていく中でも、その点についてしっかり認識を進めていきたいと思っているところでございます。

◎品田善司 議長

はい、ありがとうございます。他にございますか。竹内副会長、どうぞ。

◎竹内 委員

竹内です。本当に何を言っても無駄だなという気持ちになっているところですけども、花角知事は、多分その存在を掛けて、職を賭して県民に信を問うことをしたかったのだらうと思いますが、やはりこの流れを見ると国からの圧力はかなりのものだったのだなというふうに感じました。

先ほど、動かさなかった時の責任という話がありましたけれども、動かして事故のあった時の責任というものが不明確だと強く感じます。国がこれだけゴリ押しして進めているにも関わらず、事故があれば事業者の責任。避難計画は自治体の責任ということで、結局福島の事故の時と同じような責任のかぶせ合いが繰り広げられるのだらうと思います。

本当に事故の無いことを祈るということと、今後、地域の会において原子力発電所の安全性を確保するための監視というところ、東電の監視だけでなく国、県、市、村の動きの監視もより厳しく私たちが見て行かなければならない。それが私たちの責務だと感じております。以上です。

◎品田善司 議長

はい、ありがとうございます。他にございますか。もう少し時間がございますが、無いようですので、私から一つよろしいでしょうか。

地元同意に対する最終結論の仕方ですが、福島の事故以降に再稼働した原発は、全てその県の議会の議決が優先されていると思います。例えば、東北電力の女川原発も議会で請願による議決を行って再稼働に至ったと記憶しております。

今回の新潟県の場合ですと、知事の最終判断を優先して、その判断を基に県議会で決議をしたと考えています。

これですと、知事一人に責任を押し付けたような感じがして、決める順番が逆なのではないかと感じています。

今後、もし他の号機が再稼働をする場合に、また同じようなことになるのではないかと

いう感じがするのですが、その辺、県はどんな感じなのでしょう。お願いします。

◎金子 課長（新潟県・防災局原子力安全対策課）

はい。新潟県の金子でございます。

報道では大きく取り上げられていないのですけれども、新潟県が置かれたその状況というのは、他県と実は全く違う特殊な県でございます。他県では通常、規制委員会でまず設置変更許可という認可が下りて、その後、工事認可を受けて保安規定の認可を受けるという3つの認可を受けて、やっとゴーサインが出るという形になります。それからいくと、他県では最初の設置変更許可が出た段階で理解要請があり、それについて判断をしているという流れが一般的になります。今、議長が仰ったように、その段階の時に他県では、議会で請願陳情を受けて判断している流れが多いと思います。

ただ、新潟県の場合は設置変更許可が出たのが平成29年12月でございます、それを受けて平成30年1月に理解要請を1回持ってきています。その段階で何があったかという、新潟県ではまだ3つの検証なるものを行っておりました。当時の米山前知事が、3つの検証を行っている最中なので現段階では判断できません、終わってからですとはっきり申し上げた経緯があります。そこで、今言った特殊な事例が生まれてきたということになります。

それからいくと、先ほど言った3つの認可を全部受けた後、理解要請を受け取った花角知事がいろいろな議論を経て、やっていくという説明をした流れできているということからすれば、今回の6・7号機のこの判断のやり方については、かなり特殊な事情があったという認識でございます。通常の流れでいけば、他県と同じような例でいくのかなと思っております。

今後、どんな形で他の号機が出てくるか分かりませんが、今言えるのは、6・7号機の今回のこの流れにつきましては、かなり特殊な事情で生まれた結果だにご理解いただければと思っております。

◎品田善司 議長

はい、大変ありがとうございました。本間委員、どうぞ。

◎本間 委員

本間です。金子さんはそうおっしゃいますけれども、新潟県が特殊なかたちになったのは、花角知事が知事になる時に県民に信を問うと言ったからですよ。そう言ったために、知事は7年かけて最終的には県民に信を問わないで出来る方法を、信を問うた形にするにはどうしたらいいかを悩んで、こういうかたちになったから変になった。そういう手続き的な細かい問題ではないと私は思います。回答は当然要りません。

◎品田善司 議長

はい。他においででしょうか。無いようでしたら、時間になりましたので、第271回の定例会を終了させていただきます。

事務局、お願い致します。

◎事務局

次回の定例会についてご案内します。第 272 回定例会は、令和 8、2026 年 2 月 4 日水曜日、午後 6 時 30 分から、ここ、柏崎原子力広報センターで開催します。

このあとの取材は、1 階エントランスホールで 8 時 50 分までとします。

以上を持ちまして、地域の会第 271 回定例会を終了します。ありがとうございました。

－ 終了 －